

愛知県第一種大麻草採取栽培者免許申請審査基準

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許申請の審査基準等を以下のとおり定める。

1 審査基準

別表のとおりとする。

2 申請に必要な書類

申請に必要な書類は大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和 6 年 10 月 16 日号外厚生労働省令第 140 号。以下「法施行規則」という。）第 1 条の 2 に基づき以下のとおりとする。

(1) 申請者が個人であるとき

ア 法施行規則第 1 条の 2 に掲げる申請書

イ 申請者の略歴を記載した書類

ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者の公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの

- ・マイナンバーカード

- ・運転免許証

- ・旅券（パスポート）

- ・官公庁、公団、事業団、公庫、特殊法人等の職員の身分証明書（写真及び生年月日のあるもの）

- ・その他愛知県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

オ 申請者が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

カ 申請者が法第 5 条第 2 項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

※宣誓書の氏名部分は自署すること。

キ 栽培地の登記事項証明書

ク 栽培地の区域を示す図面

※栽培地の区域を示す図面は、栽培地全体がわかる図面に、免許期間中に栽培地とする部分に網掛けや着色する等して区域がわかるようにし、面積はアール換算で算出すること。

※各栽培地が接続している場合は一つの栽培地とし、接続していない場合は複数の栽培地とすること。

ケ 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写

しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

※栽培地が自己の所有でなく屋内栽培の場合、建物の所有者から当該書類の提出を受けること。

コ 申請者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し
サ 事業計画書

※事業計画書に、大麻草の種子、枝葉その他大麻草の部位を用い栽培するかを記載し、当該大麻草の $\Delta 9-T H C$ の濃度が基準値を超えないことを証明する書類を添付すること。

※事業計画に法第12条の4第1項の規定に基づく許可を受けなければならない加工が含まれている場合、加工の工程（製造されたものが麻薬及び指定薬物でないことを確認する分析をその工程に含むもの。）、加工設備等の資料を添付すること。

※上記加工に係る資料等については、東海北陸厚生局麻薬取締部の確認を受けること。

シ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

※業務上大麻を取り扱う事務所の位置がわかる周辺地図、事務所の内部構造等を示した図面、事務所の外観および内観がわかる写真を提出すること。なお、事務所に保管場所や加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面に記載し、写真を添付すること。

(2) 申請者が法人又は団体である場合

ア 法施行規則第1条の2に掲げる申請書

イ 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

ウ 業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類

エ 業務を行う役員の住民票の写し

オ 業務を行う役員の公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・官公庁、公団、事業団、公庫、特殊法人等の職員の身分証明書（写真及び生年月日のあるもの）
- ・その他愛知県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

カ 業務を行う役員が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

キ 業務を行う役員が法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

※宣誓書の氏名部分は自署すること。

ク 栽培地の登記事項証明書

ケ 栽培地の区域を示す図面

※栽培地の区域を示す図面は、栽培地がわかる図面に、免許期間中に栽培地とする部分に網掛けや着色する等して区域がわかるようにし、面積はアール換算で算出すること。

※各栽培地が接続している場合は一つの栽培地とし、接続していない場合は複数の栽培地とすること。

コ 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

※栽培地が自己の所有でなく屋内栽培の場合、建物の所有者から当該書類の提出を受けること。

サ 申請者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

シ 事業計画書

※事業計画書に、大麻草の種子、枝葉その他大麻草の部位を用い栽培するかを記載し、当該大麻草の $\Delta 9-T H C$ の濃度が基準値を超えないことを証明する書類を添付すること。

※事業計画に法第12条の4第1項の規定に基づく許可を受けなければならない加工が含まれている場合、加工の工程（製造されたものが麻葉及び指定薬物でないことを確認する分析をその工程に含むもの。）、加工設備等の資料を添付すること。

※上記加工に係る資料等については、東海北陸厚生局麻薬取締部の確認を受けること。

ス 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

※業務上大麻を取り扱う事務所の位置がわかる周辺地図、事務所の内部構造等を示した図面、事務所の外観および内観がわかる写真を提出すること。なお、事務所に保管場所や加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面に記載し、写真を添付すること。

セ 大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類

ソ 大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

附 則

1 この基準は平成10年7月24日から施行する。

2 この基準の施行の際に既に免許を受けている者については、平成10年12月31日

までは、この基準は適用しない。

附 則

- 1 この基準は平成 29 年 2 月 27 日から施行する。
- 2 この基準は令和 2 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は令和 6 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際に既に免許を受けている者については、令和 6 年 12 月 31 日までは、この基準は適用しない。

附 則

- 1 この基準は令和 7 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 本基準の適用の日前に、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条の規定により改正法第 2 条の規定による法第 5 条第 1 項の規定に基づく免許の申請がなされた場合においては、前項の規定にかかわらず、この基準を適用する。
- 3 この基準の施行の際に既に免許を受けている者については、令和 9 年 12 月 31 日までは、この基準は適用しない。

第一種大麻草採取栽培免許申請審査基準

審査基準	法令の定め
	<p>1 第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、栽培地の属する都道府県知事の免許を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、第一種大麻草採取栽培者免許を与えない。</p> <p>【法第5条第1項】</p> <p>【法第5条第2項】</p> <p>(1) 法第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>(2) 麻薬中毒者(麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者をいう。)</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 未成年者</p> <p>(5) 心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>[厚生労働省令で定める者]</p> <p>法第5条第2項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>【施行規則第2条】</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(8)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(7) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち以前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>

3 (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

「第一種大麻草採取栽培者」とは、法第5条第1項の規定により都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

【厚生労働省令で定めるもの】

法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬をいう。）に該当しないもの又は指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物をいう。）を含有しないものに限る。）とする。

- 1 飲食料品
- 2 化粧品
- 3 建築用資材その他の資材
- 4 嗜好品
- 5 飼料
- 6 肥料
- 7 燃料

【法第2条第4項】

【施行規則第1条】

【栽培目的等の妥当性】

○大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なるものであること。
・麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品（飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することを目的としていること。なお、単なる趣味・嗜好に基づく申請に対しては免許を与えない。
・大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の工程が事業計画として明確かつ実現可能となっていること。

【栽培管理】

○栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。
・栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること。
・原則として栽培の面積が1アール（100㎡）以上であること。
ただし、事業計画の収穫見込み量などに照らし、業務計画を達成するうえで不足しないものであれば、1アール（100㎡）未満でも差し支えない。
○栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペース（帳簿の記載等、大麻を取り扱わない業務を行うスペース）を壁や扉等により明確に分離していること。
○管理体制が適切なるものであること。
・日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。なお、栽培者自身が大麻草の栽培を実地に管理することが必要である。
・法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。）は、栽培、保管管理等、関連する工程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各工程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。

○大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、Δ9-THCの濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。

特に前年において免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないことが明らかであること。

○必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。
栽培地の近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する（し得る）場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合には、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受けることやビニルハウス等を設置すること等による交雑防止措置を取ること。

【盗難防止対策】

○栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。
栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じた盗難防止対策をとること。

4 第一種大麻草採取栽培者は、麻薬及び向精神薬取締法別表第1第42号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならぬ。

【法第12条の3第1項】

[政令で定める基準]

法第12条の3第1項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）別表第1第42号に掲げる物の重量の割合が、0.3パーセントであることとする。

【施行令第1条】

<p>[厚生労働省令で定める物] 法第12条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。</p> <p>5 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。</p> <p>6 免許には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>【法第12条の5】</p>	<p>【保管】</p> <p>○適切に保管できる施設を備えていること。 保管設備は「大麻を業務上取り扱う事務所」内に設置していること。</p> <p>○免許するに当たって、付される条件に同意していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政への報告、行政による立入等の監視指導に対応・協力すること。 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識し、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながらるような宣伝や広告等を行わないこと。 使用する種子が濃度基準以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認したものを播種すること。 その他必要な事項
--	--

法：大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年7月10日法律第124号）

施行令：大麻草の栽培の規制に関する法律施行令（令和6年9月11日号外政令第282号）

施行規則：大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和6年10月16日号外厚生労働省令第140号）

Δ9-THC：6a・7・8・10a-テトラヒドロ6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b・d] ピラシ-1-オール（別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）別表第1第42号）